

(様式 3 の 2)

## つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画(案)の 背景・経緯等

つくば市環境生活部環境課

### ○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

つくば市では、平成19年に制定された「つくば市きれいなまちづくり条例」に基づき、市・市民・事業者協働のきれいなまちづくりを進めています。本行動計画は、条例の理念を具体の行動に移すための指針として、第8条にてその策定が定められています。

今日に至るまで、様々な施策を実施してきましたが、つくば市を取り巻く状況の変化に対応し、きれいなまちづくりをさらに推進するため、第4次計画を策定します。

### ○ 他の自治体の類似する計画等の事例

類似する環境美化条例を定めている自治体は県内にも多くありますが、詳細な行動計画を定めている自治体は全国的にもごく少数です。

<計画例>

- ・まちの環境美化に関する行動計画（東京都目黒区）
- ・福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画（福島県福島市）

### ○ 未来構想における根拠又は位置付け

まちづくりの理念Ⅱ「快適で安全・安心を実感できるまち」のうち、「基本施策7 魅力ある居住・交流環境を創出する」の中の「個別施策1 住環境の整備」に該当します。誰もが安心して生活し、快適に住み続けることのできる質の高い居住環境の整備を、環境美化の観点から実現することが目的です。

### ○ 関係法令及び条例等

つくば市きれいなまちづくり条例

### ○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

本計画は、市・市民・事業者の協働により、ポイ捨てや犬のふん放置、落書き等の迷惑行為の減少を図るとともに、良好な景観の保たれた、暮らしやすいきれいなまちを実現することを目的としています。第4次計画の策定及び適切な実施により、市民ボランティアの増加等、上記目標の達成が期待できます。

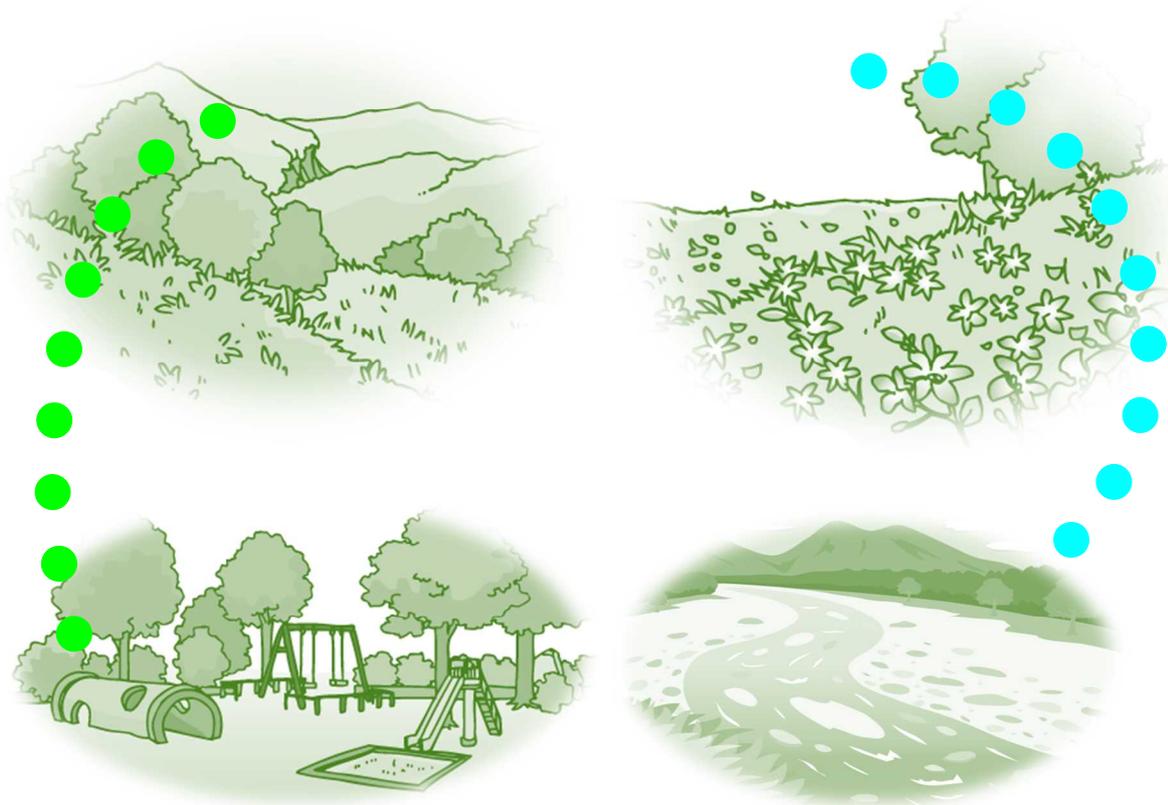


# つくば市きれいなまちづくり 第4次 行動計画 【概要版】

(案)

市・市民・事業者が手を携えた

きれいなまちづくり



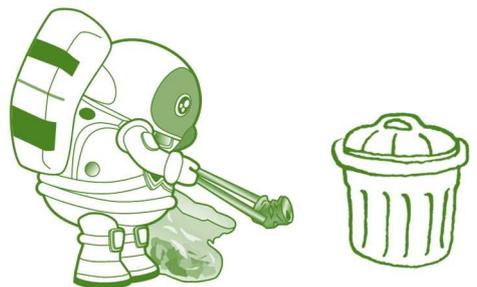
平成29年3月

つくば市



## 目 次

1 目的	.....	1
2 計画の構成	.....	1
3 目標とすべき将来像	.....	2
4 基本方針	.....	2
5 目標実現のための施策—第4次行動計画—	.....	3
6 計画の推進体制	.....	5



## 1 目的

つくば市は名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有すると共に、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とするまちなみも有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

また、都心とつくば市を結ぶつくばエクスプレスの開業に伴い、定住や交流人口の増加が進み、着実に県南地域の中核的都市として成長を続けています。

つくば市では、一部の人々による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置等といった心無い行為についてルールを定め、魅力あるまちづくりを環境美化の観点から推進するため、平成 19 年 11 月に「つくば市きれいなまちづくり条例(※1)」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、つくば市きれいなまちづくり条例を具体的な行動に移すための指針として、平成 20 年 1 月に策定され、市・市民・事業者の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。

その結果、現在では、市民・事業者による主体的な環境美化に対する取り組みが広がりつつあります。しかしながら、依然として、環境美化を損なう行為をする者が後を絶たない中、高齢化等に伴い、新たな課題の発生も見受けられます。

このような状況に対応し、環境美化に関する取組の一層の活性化を図り、きれいなまちづくりを推進するため「つくば市きれいなまちづくり第4次行動計画」を策定しました。

魅力あるまちづくりに向け、本計画に基づいた取組を進めてまいります。

## 2 計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携して継続的な取組を実施するとともに、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議(※2)）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。また、本行動計画の期間は、平成 29 年 4 月から平成 32 年 3 月までとします。

※1 つくば市きれいなまちづくり条例：人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふん放置などの行為についてルールを定めたものです（平成 19 年施行）。平成 23 年に改正し、罰則規定を設けています。

※2 環境美化推進会議：P5 参照

### 3 目標とすべき将来像

筑波山を代表する恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市，いわば自然と都市が調和した田園都市「つくば」の魅力を活かしたまちづくりをさらに進めると共に，そこに暮らし，学び，働く人々が快適な生活を享受するためにも，市・市民・事業者が手を携えてきれいなまちづくりを進めます。

～目指すべき将来像～

【市・市民・事業者が手を携えたきれいなまちづくり】

#### <市の役割>

- ・ きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的に実施する。
- ・ 環境美化活動に対して，支援や表彰を行う。など

#### <市民の役割>

- ・ 地域の美化活動等に積極的に参加し，きれいなまちづくりの推進に努める。
- ・ 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。など

#### <事業者の役割>

- ・ 事業活動を行う地域における空き缶回収作業の実施など，きれいな生活環境を保持する施策に積極的に貢献する。
- ・ きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しない。 など

### 4 基本方針

市は，きれいなまちづくりのため，以下の基本方針に基づき，施策を推進していきます。

I. きれいなまちづくりのための活動の推進

II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

III. 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援

IV. 市・市民・事業者の相互の連携

## 5 目標実現のための施策—第4次行動計画—

目標を実現するために、基本方針に基づき、6つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像

市・市民・事業者が手を携えたきれいなまちづくり

### 基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

自発的なきれいなま  
ちづくりのための  
活動に関する支援

市・市民・事業者の  
相互の連携

### 施策

(1)ごみの投棄対策

(2)飼い犬のふん放置対策

(3)まちの景観保全対策

(4)放置自転車対策

(5)自動販売機の適正管理

(6)花と緑の美化活動

### 第4次行動計画事業

- ①市内一斉清掃事業
- ②アダプト・ア・ロード事業 ※
- ③アダプト・ア・パーク事業 ※
- ④河川環境保全事業
- ⑤不法投棄対策事業
- ⑥環境美化活動支援事業

- ①犬のふん放置対策事業

- ①落書き対策事業
- ②印刷物等の放置対策事業
- ③違反広告物除却事業
- ④除草事業
- ⑤空き家の適正管理事業

- ①自転車等放置禁止区域での啓発事業
- ②駐輪場の整備事業

- ①自動販売機の適正管理指導（たばこ）
- ②自動販売機の適正管理指導（飲食）

- ①花と緑の市民参加事業（ウェルカムフラワーCityつくば）
- ②花と緑の環境美化コンクール



※アダプト・ア・ロード（パーク）事業：市民と自治体が共同で進める「まち美化プロジェクト」です。道路（公園）の一定区間を養子にみだて、市民や企業が里親となって清掃等を行い、自治体がこれを支援します。

## 市民・事業者の役割

- ①自宅や事業所周辺の清掃を実施しましょう。また、市内一斉清掃事業に参加しましょう。
- ②屋外で出したごみは適正に処分しましょう。また、アダプト・ア・ロード事業に参加しましょう。
- ③公園をきれいに使用しましょう。また、アダプト・ア・パーク事業に参加しましょう。
- ④河川等へのポイ捨てはやめましょう。また、河川環境保全事業に参加しましょう。
- ⑤不法投棄防止を図るため所有地を適正に管理し、不法投棄を発見したら市や警察に通報しましょう。
- ⑥屋外で出したごみは適正に処分しましょう。また、清掃活動に積極的に参加しましょう。

- ①ふん持ち帰り袋を携帯し、ふんを適正に処分しましょう。また、イエローカード作戦に参加しましょう。

- ①落書きを発見した場合は、市や警察に通報しましょう。また、落書き消去作業に協力しましょう。
- ②受け取ったビラやチラシは適正に処分しましょう。また、配布事業者は責任を持って回収しましょう。
- ③県及び市条例に準拠し、禁止物件等に対する広告物の貼付はやめましょう。
- ④所有地の除草などを定期的実施し、景観や生活環境の保全に配慮しましょう。
- ⑤近隣地区に管理不全な空き家があった場合は、市に連絡しましょう。

- ①自転車利用に関するモラル向上に努めましょう。
- ②自転車は決められた場所へ駐輪しましょう。

- ①自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置し、散乱防止啓発活動を積極的に行いましょう。
- ②自動販売機ごとに散乱防止責任者・回収箱等を設置し、散乱防止啓発活動を積極的に行いましょう。

- ①花壇づくりに参加し、市内の環境美化に貢献しましょう。
- ②花と緑の環境美化コンクールに積極的に応募しましょう。

## 6 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

市・市民・事業者の協力のもと、きれいなまちづくり行動計画に関わる各種事業に取り組みます。

事業を推進するために、市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検・評価、見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。さらに、行動計画の最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します（計画期間ごとのPDCAサイクル）。また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者の皆様にも適宜協力を求めます。

環境の変化に対応して、新規事業や、現行事業の再編などを検討し、きれいなまちづくりを一層効果的に推進します。

#### <PDCA サイクル>

PLAN（計画）：目標を設定し、具体的な計画を策定する。

DO（実行）：目標達成のために計画を実行する。

CHECK（評価）：実行が計画通りに行われているかを点検・評価する。

ACT（見直し）：計画が適切か達成可能かどうかを検討し、見直し・改善を行う。

#### <環境美化推進会議>

関係各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検・評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、必要に応じて、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民・事業者と連携を図ります。

#### <つくば市きれいなまちづくり実行委員会>

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

#### <つくば市環境審議会>

学識経験者等で構成され、年度事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。

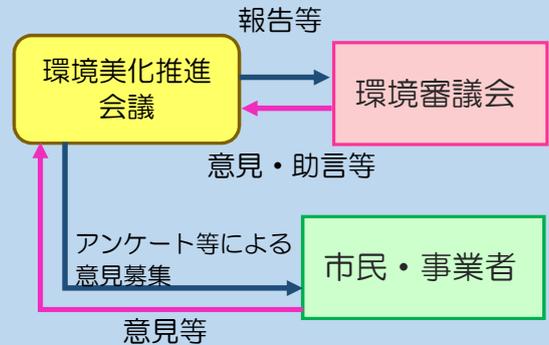
## 2 行動計画全体の評価及び見直し—計画期間ごとのPDCA サイクル—

行動計画の評価及び見直しに関しては、平成31年度に「環境美化推進会議」において実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。その後、庁議に諮ります。

第3次行動計画の3年目  
(平成28年度)

### PLAN：行動計画を策定する

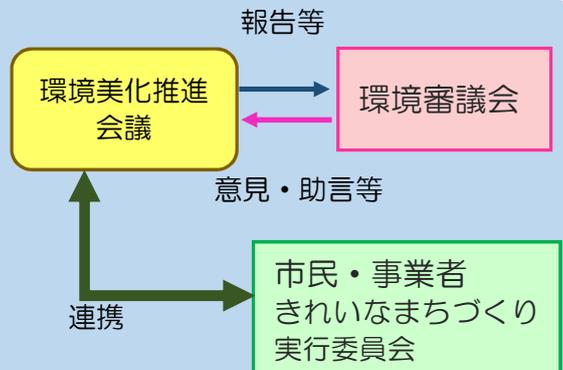
平成28年度までの環境美化活動の実施状況、効果等を踏まえて、施策の方針や対策など3年間の行動計画を策定します。



第4次行動計画  
(平成29～31年度)

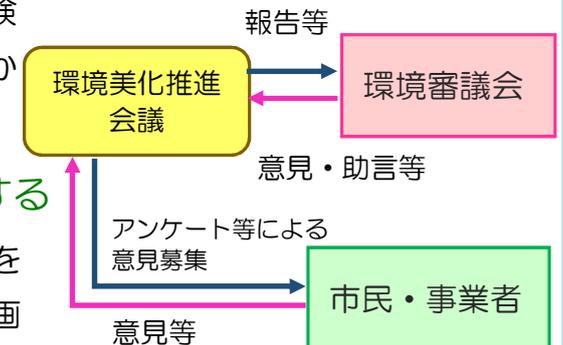
### DO：行動計画を実行する

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、HP等にて結果の公表を行います。



### CHECK：行動計画が実施されたかどうか点検し、評価する

平成29年度～平成31年度までの途中経過から、行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか評価します。



### ACT：行動計画を見直し、改善する

評価を踏まえ、きれいなまちづくりをさらに推進していくために、行動計画を見直し、改善します。

PLAN：改善された行動計画を策定する（第5次行動計画）

平成31年度

## ●つくば市きれいなまちづくり宣言●

つくば市は、筑波山を仰ぐ恵み豊かな田園風景と世界に誇る研究学園都市の街並みが調和した美しい田園都市を形成しています。

しかし、都市化の進展と生活様式の変化により、一部の人々によってポイ捨てや無配慮な歩行喫煙、落書きなど心ない行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしています。

いまこそ私たちは、これら心ない行為を無くし、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受する環境を守っていかねばなりません。

一人ひとりが一灯<sup>いっとう</sup>を点せば、やがて万灯<sup>ばんとう</sup>となり国を照らすように、みんなで力を合わせて環境美化に取り組んでいけば、必ず清潔できれいなまちになることを信じ、ここに誓い宣言します。

**「私たちは、このまちを清潔で**

**きれいなまちにしていけます」**

平成 19 年 10 月 13 日

つくば市長